

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等更新研修の受講について

更新研修受講対象者

実践研修修了後、**5年の間に2年以上の実務経験**がある方、又は現に**サービス管理責任者等として従事している方**

- 更新研修受講期間内に更新研修を修了しなかった場合、**実践研修からの受講が必要**となります。**その際には2年間の実務経験が必要**となります。

※ 平成31年3月31日までに旧研修を修了している方が、令和5年度末までに更新研修を修了しなかった場合、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができませんが、実践研修を修了することで再度従事することができます。

【平成30年度以前の旧研修を修了し、令和5年度までに更新研修を修了した方】

- 更新研修は5年毎に1度の受講が必要です。
初回の更新研修を修了した翌年度を起算点として、5年毎に1度の受講が必要です。
※ 必ずしも5年おきの更新になるわけではありません。

例①：令和元年度に更新研修を修了した場合

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
●	この5年間で1度受講					この5年間で1度受講					以後繰返し		

例②：令和5年度に更新研修を修了した場合

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
●	この5年間で1度受講					この5年間で1度受講					以後繰返し		

【令和3年度以降に実践研修を修了した方】

- 更新研修は5年毎に1度の受講が必要です。
実践研修を修了した翌年度を起算点として、5年毎に1度の受講が必要です。
※ 必ずしも5年おきの更新になるわけではありません。

例①：令和3年度に実践研修を修了した場合

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
●	この5年間で1度受講					この5年間で1度受講					以後繰返し		

例②：令和6年度に実践研修を修了した場合

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
●	この5年間で1度受講					この5年間で1度受講					以後繰返し		

※例年受講希望者多数のため、資格失効年が近い方から受講決定されます。